平成２５年（フ）第１１９０号
大阪府寝屋川市香里西之町19番15号
債務者　新垣　　繁
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２３９号
大阪市浪速区大国３丁目７番21―302号
債務者　檜皮　　茂
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７２号
大阪市東住吉区桑津５丁目２番14―201号
債務者　小澤加津子（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３６号
大阪府寝屋川市松屋町18番18―208号
債務者　南部　　清
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３７号
大阪府寝屋川市松屋町18番18―208号
債務者　南部タツ子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１５号
大阪市阿倍野区文の里１丁目４番６号　ファミール文の里201号
債務者　岡田　義一
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３２号
大阪府箕面市船場東１丁目15番23号　403号、前住所大阪府吹田市南吹田３丁目22番16号
債務者　原　　正敏
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８８５号
大阪市城東区成育１丁目７番２―606号
債務者　井村セイ子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９７号
大阪府豊中市庄内東町６丁目２番１―403号
債務者　佐野　由加（旧姓寺地）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０６号
大阪府豊中市大島町２丁目19番３号
債務者　奥間三枝子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６８号
大阪府枚方市北中振４丁目１番28―13号
債務者　川邊　盛夫
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０２４号
大阪府大東市南津の辺町７番36号　メゾンサンシャイン108号
債務者　中山　鑛司
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６２号
大阪市東淀川区下新庄６丁目９番18号　コーポ勝美203号
債務者　公庄　章子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６７号
大阪府箕面市西宿１丁目10番23号
債務者　前東　正義
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６８号
大阪市港区築港３丁目４番35―222号
債務者　大坪　春雄
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７４号
兵庫県神戸市東灘区西岡本１丁目14番16―503号、前住所大阪市城東区関目２丁目７番29号
債務者　元川　久美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３号
青森市けやき２丁目７番Ｂ―1004号
債務者　小笠原　努
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
青森市合浦１丁目４番24号　藤林アパート
債務者　坂本　慶子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係